

第 問

[設問1]

1. 下線部①の取調べは、任意取調べ(刑事訴訟法(以下略)198条1項)の範囲を超えており、実質的逮捕として違法といえるのか。実質的逮捕に当たる場合は、本来のこの合状を ~~違法~~ 争うため、合状主義違反となる。

2. また、下線部①の取調べ(以下「本件取調べ」とする)が「強制の処分」(197条1項に比し書)に当たるかを検討する。

ここで、「強制の処分」とは、相手方の明示又は黙示の意思に反して、相手方の重要な権利・利益を制約する処分のことをいう。

そもそも、取調べにおいては、相手方の移動の自由(憲法22条)を奪うものではある。そこで、当該取調べにおいては、相手方の意思を制圧するものかどうかを検討する。その際には、取調べ時間、被^{取調}疑者~~疑者~~の態度、取調べの態様、取調べ内容、
なども総合考慮して判断する。

3. また、本件においては、取調べ時間としては約24時間であり、連続して長い時間が行われていた。もっとも、甲としては、その間取調べも拒否~~拒否~~して帰宅しようとしたことはなく、仮眠の申出をすることもなかった。取調べに当たっていたP&W^Qがすれば、甲からのトイレの要請に応じ、朝食・昼食及び夕食を摂らせ、休憩させしめたため、甲の心身を圧迫するようは取調べではなかったといえる。そのため、甲としては取調べも拒否しようと思えば、いつでもこれが可能な状況下にあり、自発的に取調べに応じていたことが想定される。また、P&W^Q以外

1
2
3
4
5
に警察官が行儀が多かりはなく、監視の程度も強しくはなかつた。
取調べの内容については、甲に嫌疑がある事件についての内容
であり、甲に関連の薄い事件で取調べが行われていたわけでも
はなかつた。

6
7
8
以上を踏まえれば、本件取調べは、甲の意思を制圧するもの
であつたとは言えず、甲の明示又は黙示の意思に反して行つた
言えない。したがつて、「強制的処分」には当たらない。

9
10
11
4. もつとも、「強制的処分」に当たらないとしても、任意処分としての
濫用限界を超えたとはいへない。当該処分においても、相手方の
権利を制約し得る以上、警察比例の原則が及ぶ。

12
13
14
そこで、当該処分を要する必要性・緊急性のもと、具体的
状況下において相当と認められる態様で行われたと言えるか
どうかについて判断する。

15
16
17
18
19
20
21
22
23
5.① 本件では、H市では令和元年10月から11月にかけて、一連の
住居侵入窃盗事件が発生していた。そして、同年12月1日には、甲が
ガラスカッターをX方において当てていたところをWによって、目撃
されている。ガラスカッターを用いた住居への侵入方法としては、
上記一連の事件と類似している態様であった。さらに、同月3
日には、一連の事件と同様にガラスカッターを用いてガラスが円
形に割られる^ておき、そこから住居へ侵入する窃盗事件がまた発
生していた。こうであるので、上記一連の事件と犯行手口が類似
しており、甲が本件住居侵入事件についても犯行に及んでいた
という可能性があつた。

(第 問)

（第 問）

このように短期間の間にくり返し行われている事件においては、
犯人はまた犯行に及ぶ可能性も認められる。また、不幸を感じ
た住民からは早期の犯人検挙を求めた要望も多数寄せられて
いた。

以上からすれば、P及びQは犯罪の嫌疑がある甲に対して、
本件取調べを行う必要があったといえる。

(2) また、甲が一連の事件について犯行をしいかれば、
ガラス窓の処分などの罪証隠滅や逃亡をしようおそれも
否定できなかった。したがって、本件取調べを要する緊急性も認めら
れる。

(3) もっとも、P及びQが行った取調べについては24時間と
連続にかなり長い時間の間、行われたものであった。このため、
甲が三食の食事を摂り、休憩を与えられていたとしても、甲
が疲れをきて、判断能力が低下してしまうのもやむを得ない状
況下であった。そして、甲はQからの嘘の内容の発言をもとに
自白を誘発されるに至っている。この当時、取調べは徹夜で
行われており、甲としても徹夜で取調べが行われているければ、
当該自白をやることもはかたしと言えるまで、当時は精神・
肉体的にも追い込まれていたといえることができる。

このため、P及びQが行った取調べは、上記の必要性・
緊急性に比しても、その態様は過度であったと言わざるを得ない。
6. ゆえに、本件取調べは任意処分の限界を超え、実質的逮捕
であったといえる。よって、令状主義違反として違法である。

[設問2] 1.

1. 自白法則について。

自白法則とは、~~刑~~ 刑罰法319条1項に規定される自白については、証拠能力を認めないとするものである。このうち、「任意にされたものである疑いのある自白」(以下「不任意自白」といふ)については、自白法則の趣旨からその該当性を判断するにたずかる。自白法則の趣旨は、319条1項の自白においては、自白をするにたずかることを強制を受け、心理的影響を受けられた自白は半^虚虚偽の内容であることが認めない。また、黙秘権などの人権の保障をたずかる必要がある。

そこで、不任意自白とは、心理的影響を受けられた虚偽の内容である自白が可能性があり、黙秘権が保障されたいという自白のことをいって解する。

2. 違法収集証拠排除法則について

違法収集証拠排除法則は、真正平航の確保(憲法31条)・司法の廉潔性、将来の違法捜査抑止を根拠とし、違法に収集された証拠物の証拠能力を否定するものである。また、真実発見(1条)との調整観点からは、その適用については、調整をたずかる必要がある。

そこで、同法則の適用を受けるものについては、令状主義の精神を没却するものは重大な違法であり、証拠能力を認めることが将来の違法捜査抑止の観点から相当でないものと解される。

第 問

3. 濫用のあり方について

(1) 自白法則は違法に捜査により得られた自白が虚偽の内容であるおそれがあり、当該自白をそのもとにして人権は保障されているにすぎず、証拠能力を判断するものである。そうすると、専ら自白の内容の真実性に疑いが生ずるものは捜査手法が採られていたかが問題となる。そのため、自白の採取には直接結びつきの捜査の違法性については、少し度外視して考えられる傾向がある。

(2) 一方、違法収集証拠排除法則は、自白の内容というよりは、捜査としての公正性を欠くに至り、それが重大な合憲主義違反であり、将来の違法捜査を抑止する目的のためには、証拠能力を認めないべきかという観点から判断される。そうすると、自白の内容が虚偽であるおそれなくとも、当該違法捜査によって得られた自白の証拠能力が否定されることもあり得る。

(3) 以上を踏まえれば、証拠能力の否定する要素につき着目する部分が異なるため、併用すべきであるといえる。

[設問2]

1. 甲の自白に証拠能力は認められるか。明文がある自白法則の適用が考えられる。
2. 前述の基準を用いて判断する。
3. 本件では、甲はPから自身に黙秘権があることを告げられており、人権の保障はなされているといえる。

一方、甲は約24時間の間、食事と休憩を~~無~~扶むものの、

第 問

1 一貫して取調べが行われていた。そして、徹夜の取調べに至って
2 は、Qが嘘の発言にまどわされ自白するに至っている。当該
3 自白については甲の誘導に依り行われたものであると同時に
4 Qがそのような嘘の発言をされた場合には、当該取調べが
5 解放されるためには、自身の方が自白するしかないという
6 形で誘導されたものである。したがって、このような自白
7 においては、甲が心理的影響を受けて行われたものである
8 虚偽の内容であるおそれがある。

4. ~~したがって~~ よって、甲の自白は不任意自白に当り、319条
10 (項に於て) 証拠能力が認められない。

11 [設問3]

13 1. まず、検察官は、Wの前記供述調書は、甲がガラスカッター
14 をX方で見つけたことを示すものである。これは一連の住居侵入窃
15 盗事件とも犯行の手口が類似しているため、事証事実である
16 ろ甲の犯人性について最小限度の証明力は有し、自然的関
17 連性が認められると判断し、Wの証人尋問を請求している。
18 もって、これに対して弁護人は、検察官に於ける立証方法
19 は、犯人の悪性格により犯人性を推認するものであること、
20 法律的関連性が認められないと考え、証拠意見を述べて
21 いる。

22 2. それでは、検察官による犯行の態様の類似性から犯
23 人性を示すことができる方法には法律的関連性がはいくといえる
か。

第 問

ここで、犯行の態様の類似性から被告人の悪性格を推認する場合は、実証的根拠の乏しい人格的評価に陥りやすい。そして、当該悪性格から犯人性を推認する過程での推認力は弱いものとなるを得ない。ここで、当該二重の推認を経る方法については、法的関連性は認められない。

もっとも、被告人の悪性格を介在させずに犯人性を立証する方法においては、上記の弱い推認過程を経ない以上、法的関連性は認められると解する。具体的には、犯行の態様^が顕著な特徴を有し、徒然の犯罪事件と相当程度の類似性が認められる場合のことをいう。

3. 本件では、ガラスカッターを用いてガラスを半円^形の形で破壊し、そこから居室へ侵入するという態様は相当程度類似しているといえる。

一方、ガラスカッターを用いた侵入方法については、窃盗事件においては通常よく見られる侵入方法であるといえる。そして、甲がつかっているガラスカッターやVが窃取された疑いのある茶封筒については、V^がガラスの付着物やVの指紋は検出できていない。また、甲が有しているガラスカッターは、一般的に流通して入手が容易なものである。

そうすると、~~甲が~~^{犯人}甲がガラスカッターを用いて侵入していることをもって、甲単にガラスカッターがある甲が犯人であるとするのは、その犯行自体は顕著な特徴^{立証方法}というだけではできない以上、犯人の悪性格を介在させているといえる。

4. 以上より、Wの前記供述調書の内容を証人尋問により
確認する方法は、法的関連性が認められる以上、裁判
所はこれを認めることができる。

以上

(第 問)